

特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、町道宗政良谷線道路改良工事に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - (1) 土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版 適用区分「広島」及び「世羅町」
 - (2) 土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版 1-1-3-1「主任技術者及び監理技術者の変更」～1-1-3-3「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者」及び1-1-3-11 現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施
- ※土木工事共通仕様書の適用について疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。
- ※土木工事共通仕様書は、広島県の調達情報のページを参照（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）

第2節 中間検査

- 1 本工事は中間検査の対象工事とする。
- 2 中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期選定は、監督員が行う。
- 3 原則として、請負代金額が1,000万円以上1億円未満の工事は、中間検査を1回実施し、1億円以上の工事は2回実施する。

第3節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、世羅町が定める「現場代理人及び主任技術者等の配置について（令和7年4月1日適用）」に定める条件を満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/143324.pdf>
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第2号により、承認しない場合は様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第4号により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（世羅町の休日を定める条例（平成16年世羅町条例第3号）第1条に規定する町の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者又は兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。
※様式は、世羅町のサイト「入札契約」に掲載している。

第4節 情報共有システム

本工事は、情報共有システムの対象であり、実施については土木工事共通仕様書1-1-1-25 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第5節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事であり、「世羅町週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。なお、実施要領に基づき提出する様式「休日取得計画表」等は「広島県の調達情報＞公共工事等の情報_様式集＞建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載されているものを使用すること。

第6節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。実施については広島県に準じるものとする。

第7節 猛暑日等を考慮した工期延長について

- 1 本工事は、工期に「猛暑日等による作業不能日」として、休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨降雪日及び猛暑日日数を36日見込んでいる。
「猛暑日等による作業不能日」＝施工に必要な実日数 × 雨休率

雨休率（休日、降雨降雪日及び猛暑日日数による作業不能日を見込むための係数）： 0.75
雨休率に見込んでいる作業不能日は、次のとおりである。（過去5年間の気象庁及び環境省のデータより年間の平均発生日数を算出）
 - (1) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日： 27日/年
 - (2) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数： 6日/年
- 2 ・著しい悪天候や気象状況より「猛暑日等による作業不能日」が当初見込んでいる日数と著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は監督員へ工期の延長変更を協議することができる。
・受注者は、協議の際に気象庁及び環境省の計測データ等を監督員へ提出すること。計測データは、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所及び環境省が公表している観測地点を用いることを標準とする。
なお、提出する必要がある様式「猛暑日等による作業不能日算出表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報_様式集>建設工事関係_その他契約関係様式」にあるものを使用する。
・費用は、工期延長日数に応じて「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」（土木工事標準積算基準書（共通編）第I編総則 第9章）に基づき増加費用を積算し、変更契約において計上する。

第8節 猛暑時間の施工回避

本工事は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を発注者と協議し設定できる工事であり、実施については広島県に準じるものとする。

第9節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
 - (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第2章 材料

第1節 寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

- 1 対象構造物
令和8年12月1日から令和9年2月28日までの期間に施工するコンクリート構造物。
ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。
- 2 養生方法
養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督員と協議すること。
- 3 打設数量の確認
対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督員へ提出すること。

第3章 施工条件

第1節 工程

1 施工時期・時間の制限

施工内容	全工種
時期	全工事期間
時間	8：00～17：00（作業可能時間）
施工方法・理由	搬入路が通学路であるため、登下校時間は工事用車両の通行を行わないこと。

2 関係機関との協議

協議内容	道路管理者（広島県東部建設事務所三原支所管理課）と協議中、9月30日頃協議終了予定
範囲	町道円光寺線の国道432号交差点

3 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査

調査項目	地下埋設物
調査時期	工事施工前に試掘を行うこと。（支障物件が発見された場合は、監督員と協議すること。設計変更の対象とする）
移設期間	

第2節 用地

- 1 借地 農地を借地する場合は、世羅町農業委員会へ一時転用許可申請をすること。
なお、申請は毎月末までの受付分が、翌月下旬開催の農業委員会総会での議決により許可される。

第3節 公害対策

1 公害防止

施工方法	コンクリート破碎において、民家に隣接しているため、低騒音型機械を使用するものとする。
建設機械・設備	低騒音型機械
作業時間	10時～15時

第4節 安全対策

1 交通安全施設

内容	夜間・休日・休工日は、工事現場へ通行者等の立ち入り防止対策をすること。
期間	工事期間

2 交通誘導員

交通誘導員は別添、工事数量総括表に記載した配置人員数を見込んでいるが、配置計画について監督員と事前に協議し、協議により決定した内容については、設計変更の対象とする。

第5節 工事用道路

1 一般道路

搬入経路	最寄りの国県町道を使用すること。
使用期間	工事期間
使用時間	8時～17時
工事中・後の処置	随時 清掃、工事後 舗装欠損部補修（工事前・後の写真により監督員と協議すること。設計変更の対象とする。）

第6節 盛土

1 流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、35m³（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

2 購入土（搬入） （建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）

本工事では、90m³（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

- (1) 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。
- (2) (1)により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督員と協議すること。
- (3) 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第7節 建設副産物

1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）） （指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 藤蔭工業(株)リサイクルプラント（世羅町大字小世良10680-3）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第8節 架空線の防護管

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。